

申告会場が変わります

例年 2月中旬から3月中旬 に開設している
所得税の確定申告・住民税(市県民税)申告・相談
の会場が変わります

プライバシーを確保するため
広い会場 に変わります！

- 前半会場を 須屋市民センター
後半会場を 市役所1階 防災センター に集約します
- 『泉ヶ丘市民センター』と『御代志市民センター』
では実施しません

待ち時間を減らすため、
ネット予約 をはじめます！

- 地区指定を廃止、都合が良い日に来場できるようにします
- 来場する日付と時刻を指定することができる、
インターネット予約をはじめます
- 予約なしでも「当日に先着順で受付」します

詳しい内容は 広報こうし2月号 および、
市ホームページ (1月中旬に掲載予定) に掲載します



来場前に ご確認ください

書類が不足していると、受付できません。
あらかじめ、ご確認ください。
下記は、代表的な必要書類です。

医療費控除 を受ける方

領収証 や 明細書 では受付できません。

1月1日から12月31日までの間に 支払った医療費を「受診した人・病院ごと」にまとめて記入した「医療費控除の明細書」、または、健康保険組合発行の「医療費通知」などが必要です。

★「医療費控除の明細書」は、2月以降に「税務課」「御代志市民センター」「泉ヶ丘市民センター」「須屋市民センター」に設置します。

生命保険料控除・地震保険料控除 を受ける方

「控除証明書」が必要です。

寄附金控除 を受ける方

「控除証明書」または「払込証明書」など、控除に使える証明書が必要です。

ふるさと納税について

すべての「寄附金受領証明書」または「寄附金控除に関する証明書」が必要です。

★ ワンストップ特例適用分も含む すべての証明書が必要です。

住宅ローン控除 を受ける方

「年末残高証明書」と「住宅借入金等特別控除額の計算書」の両方が必要です。

なお、この会場で申告できるのは **2年目以降の方のみ**です。

年金収入 がある方

公的年金や企業年金を受給している方は、日本年金機構・保険会社・企業年金連合会 などが発行した **すべての「源泉徴収票」**が必要です。

持参していない場合は受付できません。紛失した場合は、年金支給元に請求してください。

給与収入 がある方

1月1日から12月31日までの間に給料を受け取った、**すべての勤務先**について「源泉徴収票」が必要です。

特に、社会保険料や所得税が給与天引きされていた方・住宅借入金等特別控除を受けていた方などは源泉徴収票が必須です。

貰っていない場合や紛失した場合は、その給与を支払っていた勤務先に請求してください。（もらえない場合は税務課職員に相談してください）

自営業・農業・不動産収入 がある方

「収支内訳書」などに、ご自身でまとめてもらう必要があります。

★まとめていない方は、この会場内に「収支内訳書」がありますので、お待ちの間にご記入ください。